

青森労働局発表

平成23年3月14日

青森労働局災害対策本部 本部長 青森労働局長 鈴木 一光	
担	<対策1> 青森労働局総務部 企画室長 永野 彰市 電話：017-734-4212
当	<対策2～6・8> 青森労働局労働基準部 監督課長 渡邊 晓 電話：017-734-4112
	<対策7> 青森労働局職業安定部 職業安定課長 桜田 重幸 電話：017-721-2000

東北地方太平洋沖地震による震災に係る特別労働対策について

青森労働局災害対策本部（本部長 局長 鈴木一光）は、今般の東北地方太平洋沖地震による震災で被災した方々等の抱える様々な労働・雇用面に迅速かつ総合的に対応するため、下記の特別労働対策を実施することとしております。

記

1 特別労働相談窓口の設置（平成23年3月11日）

(1) 青森労働局及び県内全域の各労働基準監督署（青森、弘前、八戸、五所川原、十和田、むつ）並びに各公共職業安定所（青森、八戸、弘前、むつ、野辺地、五所川原、三沢、十和田（出）、黒石）に特別労働相談窓口を設置しました。

※窓口一覧は、別紙1を参照してください。

(2) この特別労働相談窓口では、労働・雇用面についての各種相談に総合的に対応するため、例えば次のような相談を受け付けます。

- ・地震に関連した賃金・解雇等労働条件に関する事（雇用均等関係を含む）
- ・地震に関連した労働安全衛生に関する事
- ・地震に関連した労働保険の給付に関する事
- ・地震で被災した事業場の労働者に対する雇用保険の支給に関する事

- ・地震で被災した事業場における雇用維持等に関すること
- ・地震により離職した労働者に対する職業紹介に関すること
- ・地震で事業が停止した事業場の労働保険料の申告・納付に関すること
- ・その他地震に関連した労働・雇用面の各相談

2 被災労働者の労災保険給付手続きの迅速化

業務中に地震によって負傷した労働者及びその事業主に対して、労災保険給付手続きが迅速にとられるように、各労働基準監督署の窓口で相談に応じます。

※詳細は、別紙2を参照してください。

3 被災労働者の労災保険給付手続きの弾力的運用

労災保険給付の請求に当たって、地震により被災労働者が所属していた事業場や療養の給付を受け付けていた医療機関が倒壊した等の理由から、事業主や診療担当者の証明を受けることが困難な場合には、当該証明がなくとも請求書を受理する等各労働基準監督署で弾力的に運用します。

※詳細は、別紙2を参照してください。

4 重大災害等における緊急医薬品等の配付

労災保険法第29条に基づく社会復帰促進等事業として、緊急薬品等について青森県災害本部と協議の上、対応します。

5 未払賃金立替払の手続きの迅速化

被災地域に所在する事業場が地震災害を原因とした倒産により、賃金の未払いが発生した場合、立替払の手続きが迅速にとられるように各労働基準監督署の窓口で相談に応じます。

※ 詳細は、別紙2を参照してください。

6 災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底

関係機関に対して、東北地方太平洋地震に係る災害復旧工事における労働災害防止について徹底を図るよう要請します。

7 雇用保険に係る失業認定日の変更の取扱いの実施

雇用保険失業給付の受給者が、東北地方太平洋沖地震による震災のためのハローワークに来所できない場合に、受給者からの申し出により、所定の失業認定日を変更する取扱いを各ハローワークで実施します。

8 心の相談室の開設

青森労働局では、青森産業保健推進センターに対して、心の相談室を設置するよう要請しました。同センターでは、医師等の専門家が心の相談に応じます。

※ 詳細は、別紙2を参照してください。

「東北地方太平洋沖地震」に係る特別労働相談窓口一覧

1 設置場所

(1) 青森労働局

企画室	〒030-8558 青森市新町二丁目4-25 青森合同庁舎8階	017-734-4212
-----	---------------------------------	--------------

(2) 労働基準監督署

青森	〒030-0861 青森市長島一丁目3-5 青森第二合同庁舎8階	017-734-4444
弘前	〒036-8172 弘前市南富田町5-1	0172-33-6411
八戸	〒039-1166 八戸市根城九丁目13-9 八戸合同庁舎1階	0178-46-3311
五所川原	〒037-0004 五所川原市唐笠柳字藤巻507-5 五所川原合同庁舎3階	0173-35-2309
十和田	〒034-0082 十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎3階	0176-23-2780
むつ	〒035-0072 むつ市金谷二丁目6-15 下北合同庁舎4階	0175-22-3136

(3) 公共職業安定所

青森	〒030-0822 青森市中央二丁目10-10	017-776-1561
八戸	〒031-0071 八戸市沼館四丁目7-120	0178-22-8609
弘前	〒036-8502 弘前市南富田5-1	0172-38-8609
むつ	〒035-0063 むつ市若松町10-3	0175-22-1331
野辺地	〒039-3128 上北郡野辺地町字昼場12-1	0175-64-8609
五所川原	〒037-0067 五所川原市敷島町37-6	0173-34-3171
三沢	〒033-0012 三沢市桜町三丁目1-22	0176-53-4178
十和田(出)	〒034-0082 十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎1階	0176-23-5361
黒石	〒034-0082 黒石市緑町二丁目214	0172-53-8609

注：(出) は出張所

2 担当窓口

- (1) 青森労働局企画室 総合労働相談コーナー・各部門
- (2) 労働基準監督署 総合労働相談コーナー・各部門
- (3) 公共職業安定所 事業所サービス部門・求職サービス部門を中心に設置

平成23年東北地方太平洋沖地震で被害を受けられた労働者・事業主の皆様へ**1 被災労働者の労災給付手続きの迅速化について**

業務中に地震によって負傷した労働者及びその事業主に対して、給付手続きが迅速にとられるように、青森労働基準監督署、弘前労働基準監督署、八戸労働基準監督署、十和田労働基準監督署、五所川原労働基準監督署及びむつ労働基準監督署の窓口で相談に応じます。

2 被災労働者の労災給付手続きの弾力的運用について

労災保険給付の請求に当たって、地震により被災労働者が所属していた事業場や療養の給付を受けていた医療機関が倒壊した等の理由から、事業主や診療担当者の証明が受けることが困難な場合には、当該証明がなくとも請求書を受理いたします。

● 労災保険給付請求に係る事業主証明について

今回の地震により、被災労働者の所属事業場が倒壊した等により、労災保険給付請求書における事業主の証明を受けることが困難な場合は、事業主の証明がない場合でも受理します。

この場合は、お手数ですが、事業主証明欄の記載事項を請求人が記載し、請求書余白に「**東北地方太平洋沖地震により事業主の証明不可**」と記入してください。

● 休業（補償）給付請求に係る診療担当者の証明について

今回の地震以前から給付されている被災労働者が、継続して休業（補償）給付の請求に当たり、受診している医療機関が倒壊したこと等により当該請求書における診療担当者の証明を受けることが困難な場合は、診療担当者の証明がない場合でも受理します。

この場合は、お手数ですが、診療担当者の証明欄の記載事項を請求人が記載し、請求書余白に「**東北地方太平洋沖地震により診療担当者の証明不可**」と記入してください。

3 未払賃金立替払の手続きの迅速化について

被災地域に所在する事業場が地震災害で倒産したことにより、賃金の未払いが発生した場合、立替払の手続きが迅速にとられるように、青森労働基準監督署、弘前労働基準監督署、八戸労働基準監督署、五所川原労働基準監督署、十和田労働基準監督署及びむつ労働基準監督署の窓口で相談に応じます。

4 心の相談室の開設

青森産業保健推進センター内に開設されている「メンタルヘルス対策支援センター」において、医師・産業カウンセラー等の専門家が、地震で被災された事業主・労働者等からの心の相談に応じます。

●青森産業保健推進センター

受付時間 平日 9：00～17：00

電話 017-731-3661 (※予約制です。)